

平成27年度

## 大津市唐崎中学校いじめ防止基本方針



# 大津市立唐崎中学校いじめ防止基本方針

はじめに

生徒指導上の喫緊の課題となっているいじめ問題への対応について「いじめ防止対策推進法」では、いじめの定義を、「児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」としている。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な悪影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる行いであり、絶対に許されるものではない。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含め社会全体における克服すべき重要課題となっている。

そこで、本基本方針では、この定義を踏まえ学校の教育計画全体を見直し課題を解決していくために、生徒が一人の人間として尊重され、思いやりの心を持ち、互いを認め合い、力を合わせてそれぞれの夢の実現に向けて努力し、健やかに成長してくれることを目標として取り組みを推進していく。

（資料1：唐崎中学校教育目標等抜粋一覧）

本校の教育目標は「心豊かで支え合い高めあう人間の育成」であり、その具現化に向け日々の教育活動に取り組んでいる。

すべての生徒をいじめから救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を明確に持ち、それぞれの役割と責任をしっかりと自覚し、行動していくことが重要である。

また、いじめ防止に向け、子どものいのちを大切にすることを第一義とし、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第3条や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」（平成25年4月1日施行）第2条に規定する「基本理念」に則り、大津市教育委員会をはじめ保護者の方、地域の方々、関係機関等と適切に連携を図る。また、「唐崎寺子屋プロジェクト」の取り組みも視野に入れ、学校全体でいじめの防止および早期発見・迅速な対処により、問題の解決を目指していく。

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

すべての人が、いじめは生徒の基本的な人権を脅かし、人の尊厳を踏みにじる行為であるとの認識を持つことが必要である。その上でいかなる時も、生徒が一人の人間として尊重され、夢と希望を持って、未来に向かって成長してくれることが、学校・家庭・地域の願いであることを自覚すべきである。

いじめの防止等のための対策は、学校の内外を問わず関係するすべての人々が互いに協力し連携しあって、生徒が安心・安全に生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくなるようにすることを旨として取り組まなければならない。

また、本校の対策の基本となる方法性は「大津市子どものいじめの防止に関する条例」

の中にある行動計画策定3つの基本方針である ①過去の反省を忘れないこと ②子どもの主体性を尊重し、子どもの声を大切にすること ③地域社会全体で取り組んでいくことを柱として立案し計画・実施すべきものであると考える。

そして、いじめを受けた生徒については、その声に耳を傾け、生徒の置かれている状況と、その気持ちを理解しながら、その思いを聴き出し心の安定（平穏）を取り戻すまで関わっていくことが大切である。このことを通して、生徒自身の力でいじめ問題を克服できるよう支援していくことが重要と考える。

#### (1) いじめの未然防止

本校においていじめは起こりうるものであることをしっかり位置づけ、いじめ対策担当教員を中心にして、常日頃より、教職員に対しては、生徒個々の現状把握に対する意識が敏感であるとともに、情報の共有を徹底していく。そして、生徒に対しては、「自分が人にしてもらいたいことは進んで人に対して行い、自分がされていやなことは、他の人もいやなことであり、決しておこなわない」といった心の醸成に努める。

また、生徒会によるいじめの問題の未然防止に向けた取組みを推進する。

(資料2：いじめのない学校を目指して)

そしてそれらの具現化に向けた教育活動全体を通して、すべて生徒に「いじめは決して許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことの理解を促すとともに、道徳の授業や学校行事等において思いやりの心を育成し、自尊感情や社会性、そして人を思いやる心を育み、すべての生徒が安心して生活し、安全に学ぶことができる学級・学校の実現を目指す。

さらに、子どもたちが命を大切にし、豊かな人間関係を構築できるよう、学区内の幼小中連携の取組みを体系化し連続性を持たせるとともに、地域の諸団体の協力も得ながら一体となって、相手の気持ちを理解し命を大切にすることを育む取組みを推進する。

(資料3：いのちの学びプロジェクト)

については、上記のことに関して、本校では、以下のように取り組んでいく。

○授業 聞き合う関係づくりを通してすべての生徒を学びに参加させる

(公開授業を取り組みの柱とした校内研修の充実)

○道徳教育 いのちを大切にすることを醸成(保護者・地域参加公開授業日の設定)

○学校公開日 月1回を原則として午後の授業を保護者・地域等に公開する

(学校の現状を公開し、ご意見をいただき学校運営に反映する)

○幼小中及び地域連携「いのちの学びプロジェクト」「唐崎寺子屋プロジェクト」

○生徒会活動 「いじめ防止標語の掲示」「いじめ撲滅・誓いの虹」

#### (2) いじめの早期発見のための取組み

いじめへの迅速な対応に向けた本校の取組みに係る強化する観点について

ア) 生徒のささいな変化に気付く洞察力の向上

・学級活動、授業、休み時間、部活動から

イ) 教職員間の情報共有を密にする体制

・生徒指導委員会、いじめ対策委員会、教育相談部会、職員会議、学年部会など

ウ) 学校と保護者との情報共有を密にする体制

- ・ P T A総会、学期末懇談会、家庭訪問、担任との連携など
- エ) 生徒が安心して相談できる環境の構築
- オ) 教職員と生徒との信頼関係の構築
- カ) 定期的な調査の実施
  - ・ お悩み相談アンケート、教育相談アンケートなど
- キ) 教育相談の実施
- ク) スクールカウンセラーの活用
- ケ) 地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築
  - ・ 学校協力者会議、学校評価委員会、拡大いじめ対策委員会など

#### 《具体的な取組》

- ①. お悩み相談アンケートの実施 (唐崎中いじめ対策重点実施項目：資料4)  
 悩みを持つ生徒から意思表示ができる機会にし、相談機能の充実を図る。  
 月2回実施(第1水曜日・第3水曜日)・・・平成25年度より実施  
 ・いじめ対策担当教員を中心に解決に向け全校体制で取り組む
- ②. 教育相談旬間  
 全生徒を対象とし、悩みや不安などを抱えた生徒の課題解決を図れるよう  
 支援する機会とする。年間2回実施(6月・11月)
- ③. スクールカウンセラー常駐による相談体制の強化  
**【平成25・26・27年度県教委指定事業推進校】**  
 3名のスクールカウンセラーが常駐しており、相談できる体制を整えている。  
 平成27年度は月曜日から金曜日の13時～17時の時間帯
- ④. 校内研修会の実施  
 スクールカウンセラーによる研修会の実施やいじめ対策担当教員・生徒指導協  
 同推進教員からの伝達等

#### (3) いじめへの対処

いじめ事案の解決に向けた本校の取り組みに係る強化する観点と指導の流れについ  
 ては、以下の①～⑥とする。

- ①いじめもしくはいじめの疑い事案の認知
- ②事実の把握
  - ・ 本人から
  - ・ 友だちから
  - ・ アンケート形式から
  - ・ 保護者から
  - ・ 教員から
  - ・ 地域から
  - ・ スクールカウンセラーから
  - など
- ③いじめ対策委員会の開催
  - ・ 指導方針の検討、確認
    - \* 当面の対応の確認と対応する教員の役割分担
    - 専門家の指導や助言
  - ・ 教育委員会への報告(認知早期に)
  - ・ 教育委員会からの助言(解決に向けた方向性決定の参考)

- ④指導・支援
  - ・ 被害者への支援
    - \* 被害者の保護・支援を最優先とする
    - \* 傾聴、受容、共感的理解（心のケア優先）
  - ・ 加害者への指導
    - \* 絶対に許されないという視点、人権侵害の視点
    - \* 過ちに気づかせ、反省を促す指導
    - \* 保護者への助言
  - ・ 保護者への関係作り
    - \* 緊密な連携体制で行う
  - ・ 関係機関との連携
- ⑤事後指導
  - ・ 関係者のケア（スクールカウンセラーの活用等）
  - ・ 再発防止に向けた取り組み
- ⑥再発防止
  - ・ 生徒指導体制、教育相談体制の強化・充実
  - ・ 豊かな心を育む教育（道徳教育、人権教育、生徒会の取り組み）
  - ・ 家庭、地域との連携

#### 《具体的な取組》

- ① 「いじめ対策委員会」を毎週1回開催し現状把握と指導の充実に努める。
- ② 教育相談担当とも綿密な打ち合わせを行い全校体制で被害者及び関係者ケアの計画を作成し実行に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携会議を持つ。

## 2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設する。その役割等については、以下の①～③とする。

いじめ対策委員会は、いじめの早期発見に努める学年部会、学年主任、学級担任の報告を受けて、いじめ対応担当教員がすみやかに構成員を招集する。

### ①役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する （資料5）
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) 幼稚園・小学校・中学校が協力していじめをなくし、いのちを大切に  
する子どもを育てる「唐崎の子ども『いのちの学び』プロジェクト」と  
連携して、いじめを許さない生徒の意識を涵養する

- カ) 「お悩みアンケート」など、いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- キ) いじめの疑いに関する情報があった時には委員会を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- ク) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ケ) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- コ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

#### ②いじめ対策委員会の構成員

(資料6)

校長、教頭、教務主任（主幹教諭）、生徒指導主事、いじめ対策担当教員・生徒指導協同推進教員、児童生徒支援加配、学年の生徒指導担当、養護教諭とする。なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員やスクールカウンセラーなどを追加する。

#### ③拡大いじめ対策委員会の構成員

校長、教頭、教務主任（主幹教諭）、生徒指導主事、いじめ対策担当教員・生徒指導協同推進教員、児童生徒支援加配、自治連合会長、P T A 会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員などの学校関係者とする。

(＊学校協力者会議と兼ねて実施)

#### ④関係する機関との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、生徒指導部会、教育相談部会、人権教育部会、生徒会等と役割分担し、連携して取り組む。また、必要に応じて、幼稚園・小学校、地域・関係機関に連絡・連携して取り組む。

(資料7)

### 3 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

#### (1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、定期的に指導部会を開き目標の達成状況及び活動実績を評価するとともに、評価に際しては、関連項目を含めそれらの取り組みがいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察する。また、学校基本方針や年間計画は毎年見直しを行う。

#### (2) 基本方針、年間計画の公開

策定した学校基本方針等は学校のホームページ等で公開する。

## 唐崎中学校教育目標 等

### 《 教育目標 》

心豊かで支え合い高めあう人間の育成

### 《 めざす生徒像 》

- ◎ 命を大切にする生徒
- ◎ あいさつのできる生徒
- ◎ たがいを認め力を合わせる生徒
- ◎ 目標に向け努力する生徒

### 《 生徒の努力目標 》

1. 認め合い、聞き合う関係の育成
2. 行事、部活動への積極的な参加
3. 道徳性、規範意識の高揚

### 《 生徒指導目標 》

心豊かで、意欲的・自主的に行動できる生徒の育成

### 《 生徒指導方針 》

1. 意欲的・自主的に活動する生徒の育成を図る。
2. 認めあい、支えあう生徒集団づくりに努める。
3. 規律ある学校生活の指導徹底に努める。
4. 生命尊重の精神と基本的生活習慣の育成を図る。
5. 生徒との人間的なふれあいを大切にし、生徒理解に努める。
6. 生徒との信頼関係を保ち、指導できる体制づくりに努める。
7. 家庭や地域との連携をはかり、相互理解に努める。

### 《 申し合わせ事項 》

1. 共通理解・共通指導・即時対応
2. 学年間の協力体制 <情報交換・意見交換>
3. みんなで関わろう！ <全教師が全生徒に>
4. 信頼関係を大切に！ <人間関係を保つ>
5. 一人で抱え込まない <複数での対応>

## いじめのない学校を目指して

### 子どもは・・・

- ☆自分の学校に誇りをもつ。
- ☆何事にも懸命に取り組む。
- ☆生徒会でいじめをなくす活動に取り組む。
- ☆みんなで決めたことはみんなで守る。
- ☆気持ちのいいあいさつをする。
- ☆正しい言葉づかいをする。
- ☆お互いを認め合う。
- ☆断る勇気をもつ。
- ☆嫌なことは相談する。

### 生徒会スローガン

Hopes&Dreams

### 取り組み例

- ・いじめ撲滅、誓いの虹
- ・いじめ防止標語

### 教職員は・・・

- ☆いじめは絶対に許さない。
- ☆いじめられている人を守り通す。
- ☆わかる授業、魅力ある授業に努める。
- ☆道徳教育を充実させる。
- ☆差別を許さない。
- ☆日々生徒との人間関係づくりに努める。
- ☆生徒の悩みや相談をしっかり聴く。
- ☆あいさつや声かけを積極的に行う。
- ☆教育相談やアンケートの充実を図る。

### 家庭や地域は・・・

- ☆登下校時に見守り活動を行う。
- ☆あいさつ運動に積極的に参加(あいさつロード)
- ☆地域の行事を通じて、ふれあいを深める。
- ☆日常の情報交換を活発にする。
- ☆気になる現状があれば学校と連携する。

# 唐崎の子ども 「いのちの学び」プロジェクト

唐崎学区では、幼稚園、小学校、中学校が連携し、保護者や地域の協力を得ながら、いじめをなくし、いのちを大切にする子どもを育てます。



## 子どもの実態

- ・子どもを取り巻く環境の変化
- ・家庭や地域の教育力の低下
- ・生活体験の減少

## いのちを大切に する心の芽生え

## 学校（園）の実態

- ・道徳教育の指導計画と「道徳の時間」の指導の相互の関連が十分でない
- ・「道徳の時間」の指導の形式化

唐崎を愛し、唐崎幼稚園・唐崎小学校・唐崎中学校に学ぶことに自信と誇りをもって、いじめをなくし、いのちを大切にする子ども

いのちを大切にする  
心の育成

伝え合う力と望ましい  
人間関係の育成

社会性を育む  
体験活動の充実

## 唐崎の子ども

## こんな子どもに育ててほしい

小さな生き物との出会いを大切にしていちの不思議を感じる子ども

友だちとのふれあいを通して、ともに遊び、学ぶ楽しさを感じる子ども

ひとりひとりのちがいを認め合い、力を合わせて生きるすばらしさを感じる子ども



### 幼稚園

#### 自然を大切に

- ・桐畑古墳竹の子堀り（年長）
- ・園周辺田んぼの自然（年少）
- ・小動物の飼育
- ・虫つかみや草花を使った遊び

#### いのちを大切に

- ・園のウサギの飼育
- ・虫や小動物の世話を通して
- ・花や野菜の栽培
- ・誕生会

#### 人との出会いを大切に

- ・唐崎おはなし会
- ・おはなし会（保護者有志）
- ・すくすく会（友達の保護者と）
- ・友達（クラス・学年・異年齢）
- ・先生

#### ことばを大切に

- ・絵本、読み聞かせ
- ・いろいろな遊びの中で使う言葉
- ・ごっこ遊び（お店屋さん、表現遊び）
- ・ルールのある遊び（リレー・ドッジボールなど）

#### 地域といっしょに

- ・桐畑古墳竹の子堀り
- ・高齢者・園児合同スタンプラリー
- ・民生委員さんや老人クラブとの交流
- ・あいさつロード
- ・かよう会（唐崎保育園との交流）
- ・5歳児運動会（学区5保幼）

### 小学校

#### 自然を大切に

- ・生活科・理科
- ・やまのご学習（4年総合）
- ・琵琶湖学習（5年総合）
- ・フローティングスクール（5年）

#### いのちを大切に

- ・道徳の時間
- ・平和学習（6年総合）
- ・未来を見つめて（6年総合）

#### ことばを大切に

- ・各教科における言語活動の充実
- ・ベシックタイム
- ・朝の10分間読書
- ・読み聴かせボランティア
- ・夏休みの読書の宿題

#### 人との出会いを大切に

- ・視覚障がい者の方・盲導犬とのふれあい（3年総合）
- ・外国の方とのふれあい（4年総合）
- ・仲良くなろうよ（5年総合）
- ・たてわり活動

#### 地域といっしょに

- ・老人クラブとの交流（1年生活科）
- ・唐崎地域安全マップ（5年総合）
- ・敬老の日のお手紙
- ・寺子屋プロジェクト（地域連携事業）
- ・あいさつロード

### 中学校

#### 自然を大切に

- ・葛川ふるさと体験学習（1年）
- ・修学旅行での自然体験学習（3年）

#### いのちを大切に

- ・道徳の時間
- ・人権週間の取り組み
- ・性に関する学習
- ・進路学習
- ・救急救命講習（2年）

#### 人との出会いを大切に

- ・視覚障がい者の方・盲導犬とのふれあい（1年）
- ・外国の方とのふれあい（1年）
- ・働く人からの講話（2年）
- ・JICAの方の講演会（3年）

#### ことばを大切に

- ・各教科における言語活動の充実
- ・朝の10分間読書
- ・読み聴かせボランティア

#### 地域といっしょに

- ・寺子屋プロジェクト（地域連携事業）
- ・地域清掃（全学年12月第1土曜日）
- ・事業所での職場体験学習（2年）
- ・あいさつロード
- ・ふれあい弁当の包装紙作成（ふれあい給食サービス事業）

#### みんないっしょに（幼小中連携）

- ・中学3年保育実習 幼中
- ・保育実習（3年） 幼中
- ・給食交流（年長） 幼小
- ・保育園・幼稚園での職場体験学習（2年） 幼中
- ・わくわく1年生教室（年長） 幼小
- ・部活動体験 小中
- ・唐崎環境テイ（年長） 幼小中
- ・唐崎環境テイ 幼小中

#### みんないっしょに（幼小中連携）

- ・給食交流（2年） 幼小
- ・秋まつり（1年生活科） 幼小
- ・わくわく1年生教室 幼小
- ・中庭コンサート 幼小中
- ・唐崎環境テイ 幼小中
- ・部活動体験 小中

#### みんないっしょに（幼小中連携）

- ・保育実習（3年） 幼中
- ・保育園・幼稚園での職場体験学習（2年） 幼中
- ・部活動体験 小中
- ・中学校体験授業 小中
- ・唐崎環境テイ 幼小中

自然

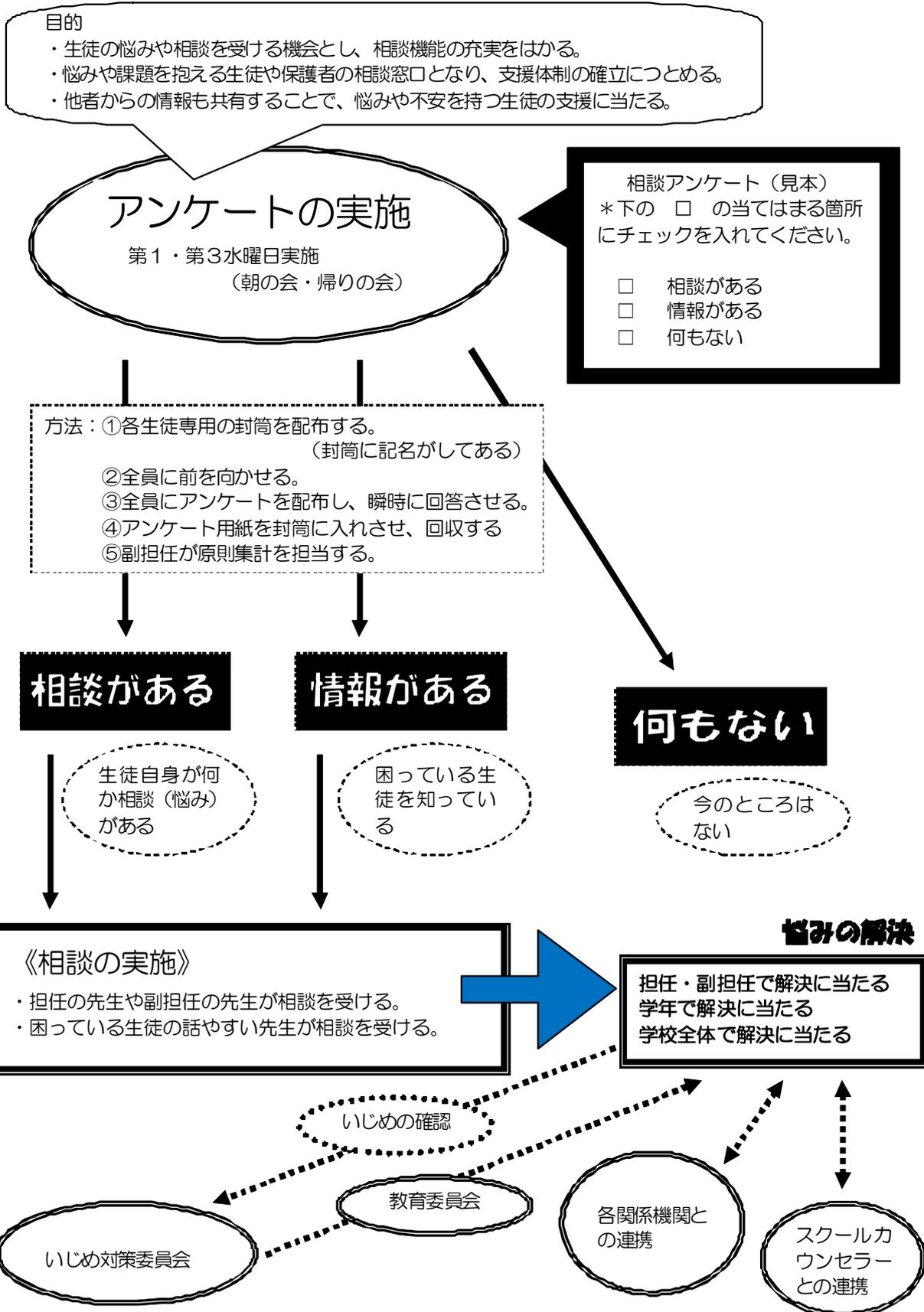
人

地域

（資料3）

# ◇お悩み相談アンケート

## お悩み相談アンケート



## いじめ防止等に係る年間計画 (予定)

月	活動内容・取組	備考
4	職員研修会<いじめに対する本校の取り組み> (①・②・③) 「お悩み相談アンケート・2週間に1回実施」(①・②) S Cによる研修会<いじめの現状と取り組みの課題について> (①) 家庭訪問 (②・④)	
5	「お悩み相談アンケート・2週間に1回実施」(①・②) 「学校公開日」(④)	
6	S Cによる心理授業<全クラス実施> (①) 心理授業実施後のアンケート調査と分析 (①) 「お悩み相談アンケート・2週間に1回実施」(①・②) 「学校公開日」(④) 教育相談旬間 (①・②・③) いじめ防止啓発月間の取り組み (①) S Cによる健康アンケートの実施と分析 (①)	心理授業(アサーショントレーニング)  学校公開日に民生児童委員の方々の参加要請  分析後、気になる生徒への面談を実施
7	保護者懇談会 (②・④) 学校協力者会議・拡大いじめ対策委員会 (④) 「お悩み相談アンケート・2週間に1回実施」(①・②) 「学校公開日」(④) 県警警察県民センターによる「いのちの大切さ」講話 (①・④)	
8	教育相談といじめ問題に関する校内研修会 (①・②・③)	1学期の総括と今後の方向性について
9	「お悩み相談アンケート・2週間に1回実施」(①・②) 「学校公開日・2回実施」(④)	
10	S Cによる心理授業<全クラス実施> (①) 心理授業実施後のアンケート調査と分析 (①) 「お悩み相談アンケート・2週間に1回実施」(①・②) 「学校公開(道徳の授業)」(④) 学校協力者会議・小中合同開催・拡大いじめ対策委員会 (④) いじめ防止啓発月間の取り組み (①)	心理授業(アサーショントレーニング)
11	教育相談旬間 (①・②・③) 「お悩み相談アンケート・2週間に1回実施」(①・②) 「学校公開日」(④) 学校評価委員会 (④)	

1 2	保護者懇談会 (④) 「お悩み相談アンケート・2週間に1回実施」(①・②) 「学校公開日・1回実施」(④)	
1	S Cによる心理授業<3年生・全クラス実施>(①) 心理授業実施後のアンケート調査と分析(①) 「お悩み相談アンケート・2週間に1回実施」(①・②) 「学校公開日」(④)	心理授業(リラクゼーション)
2	「お悩み相談アンケート・2週間に1回実施」(①・②) 「学校公開日・2回実施」(④) 学校評価委員会(④)	
3	保護者懇談会(④) 学校協力者会議・拡大いじめ対策委員会(④) 「お悩み相談アンケート・1回実施」(①・②) 「学校公開日・1回実施」(④)	
年間を通じて	登校指導(月2回実施)(①・②) あさから運動(月・木実施:朝のあいさつ運動)(①・②) いじめ対策委員会(①・②・③) 「いじめ」「人権」「いのち」などの道徳授業(①) 生徒会活動によるいじめ撲滅活動(①)	

※いじめの未然防止に関すること…①

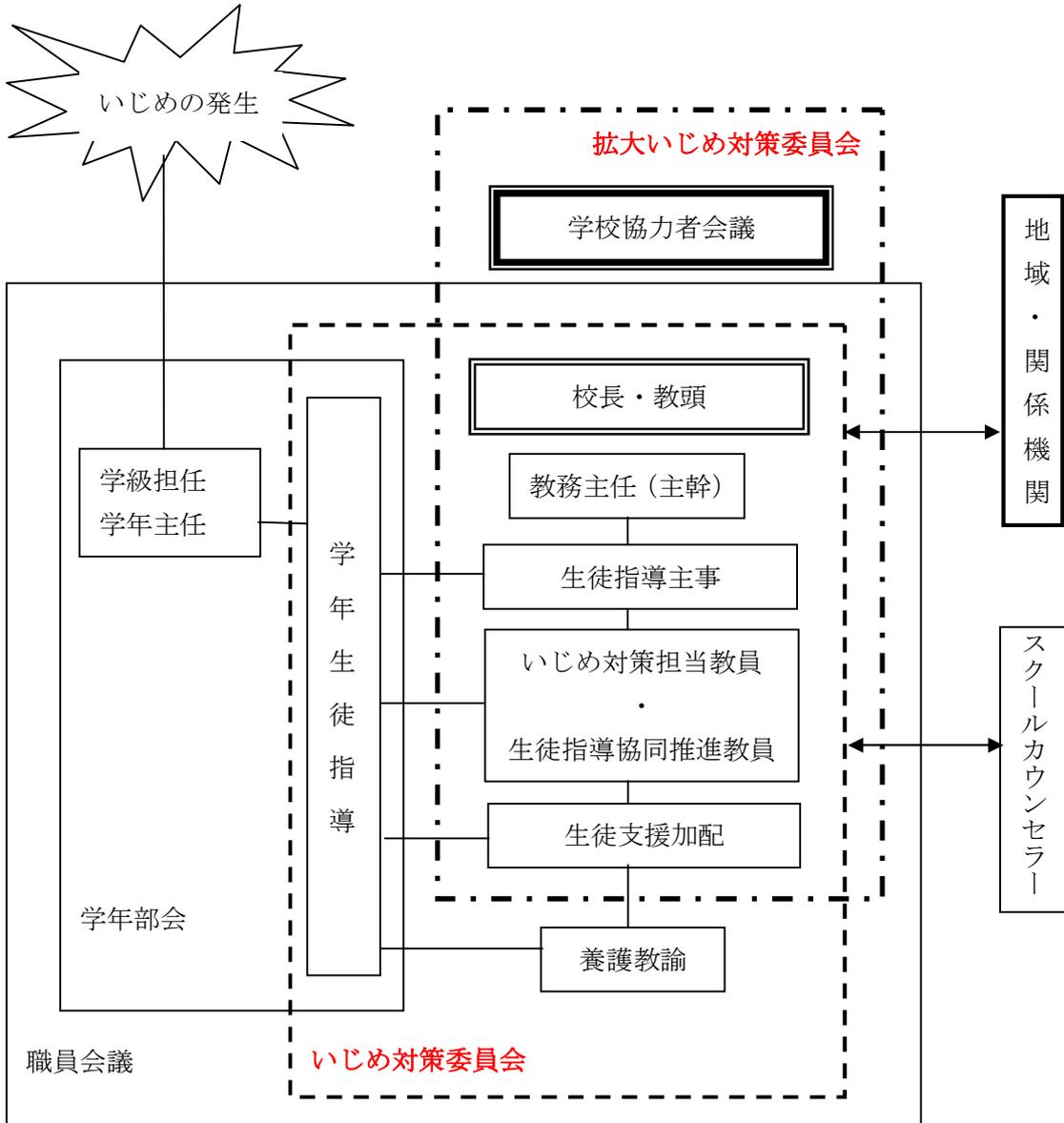
いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

## 「いじめ対策委員会の構成」

(資料6)



## 「関係機関等について」

(資料7)

- \* 大津警察署、大津北警察署、唐崎交番、皇子山交番、坂本交番
- \* 大津保護鑑別所、大津家庭裁判所、大津少年観察所
- \* 県警少年サポートセンター、県警警察県民センター
- \* 中央子ども家庭相談センター、比叡すこやか相談所
- \* 大津市子ども家庭課（子ども家庭相談室）、生活福祉課、大津市保健所
- \* 大津少年センター、堅田少年センター
- \* 市教育相談センター、子ども発達相談センター
- \* 淡海学園、鹿深の家、小鳩の家、母と子の家しらゆり
- \* 比叡ふれあいセンター
- \* 滋賀里病院、精神保健総合センター、音羽病院
- \* 児童生徒支援課、臨床心理士、社会福祉士、いじめ対策推進室